

## 事前評価後に予算額が減額された 大規模研究開発の扱いについての確認事項(案)

平成 22 年 5 月 7 日  
評価専門調査会

「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術会議)において、事前評価を実施した研究開発については、事後評価を行うこととされているところであるが、評価専門調査会として、事前評価の後、予定される国費総額が予算査定等により大幅に減額され 300 億円を下回った研究開発の扱いについて以下の 2 点を確認する。

### 1 事前評価のフォローアップの扱い

予算額の減額に伴い変更された研究開発目標、研究開発内容等の意義や妥当性についてフォローアップを行う。

(参考)「国家的に重要な研究開発の評価の今後の進め方について」(平成 17 年 8 月 4 日評価専門調査会) (抄)

#### 2. (4) 評価のフォローアップ

なお、事前評価実施時の概算要求額が政府予算案の確定時において大幅に変動した場合には、当該変動に伴う研究開発の変更内容等について評価専門調査会が確認等を行うことが適当である。

### 2 事後評価の扱い

事前評価を行った研究開発の実施結果についての総合科学技術会議としての説明責任を果たすとともに、実施府省に対し次の段階への PDCA サイクルの実施を促す観点から、フォローアップの際に確認された研究開発目標、研究開発内容等に基づき事後評価を行う。



## 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な 研究開発の評価について

平成17年10月18日  
総合科学技術会議

### 1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

### 2. 評価対象

#### (1) 大規模研究開発

##### ①新規の研究開発（事前評価）

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

##### ②継続中の研究開発（中間評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの

##### ③終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

#### (2) 総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

### 3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

### 4. その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術会議が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。